- 1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (東海第二 (241))」
- 2. 日 時:平成29年7月28日 10時00分~17時30分
- 3. 場 所:原子力規制庁 18階共用会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、髙嶋原 子力規制専門員

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 プラント管理グループマネージャー (他10名)

5. 要旨

- (1)日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 緊急時対策所及び中央制御室に配備する資機材については、重大事故等の状況 を踏まえ、数量の妥当性を整理して提示すること。
 - 必要な予備品については、保管場所における管理方法及び交換対象となる機器 の設置場所を整理して提示すること。
 - 前兆事象を把握して事前に対応する自然災害に台風、大雨等が考慮されていることを整理して提示すること。
 - 重大事故等対策に関する訓練は、「技術的能力審査基準への適合性で用いている手順(自主設備含む)」に対して抜けなく網羅的であることを示すとともに、訓練項目に対する訓練対象者を整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発

生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基 準」への適合状況について